

# 介護保険の「住宅改修費」「福祉用具購入費」の支給に係る受領委任払制度について

介護保険の「住宅改修費」及び「福祉用具購入費」は、介護保険の対象となる経費の9～7割相当額を、申請によって後から受け取る制度（償還払い）になっています。このため利用者はかかった費用の全額を一時的に負担する必要があります。

このような一時的な負担を軽減するため、かかった費用の1～3割分のみを支払うことにより、これらのサービス利用が可能な「受領委任払制度」をご利用いただけます（ただし、介護保険の対象外の費用は除きます）。

## 1. 対象者

要介護・要支援の認定を受けている方で、次のいずれにも該当する方

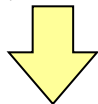
- (1) 介護保険料の給付制限がない
- (2) 介護保険施設へ入所または医療機関へ入院をしていない
- (3) 介護支援専門員及び施工事業者または販売事業者の受領委任払制度に係る同意が得られている

## 2. 提出書類等

### ◎住宅改修費の場合

#### ①工事着工前に提出するもの

- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ・住宅改修承諾書（住宅所有者が借家・賃貸アパート等の場合のみ必要）
- ・見積書
- ・改修前と完成予定後の図面（改修の概要がわかるもの）
- ・改修前の写真（撮影日を写し込んだもの）
- ・委任状（住宅改修費の受領を委任するため）・・・様式第1号（住宅改修費用）
- ・受領委任に関する確認書（介護支援専門員の確認）・・・様式第2号（住宅改修費用）



市の承認を受けた後に着工してください。

#### ②工事完了後に提出するもの

- ・介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任用）・・・様式第3号（住宅改修費用）
- ・工事の内訳がわかるもの（請求書内訳書等）
- ・改修箇所の写真（改修の状態が確認できる写真で、撮影日が入ったもの）
- ・1～3割分の領収書（利用者本人名義のもの）※写しの場合は、原本と相違ないことが確認できるもの  
※利用者は、かかった費用の1～3割分を施工事業者を支払います。  
その後施工事業者は、支給申請書等の提出後、市から9～7割分の支払いを受けます。

### ◎福祉用具購入費の場合

- ・介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任用）・・・様式第1号（福祉用具購入費用）
- ・福祉用具の内容がわかるもの（カタログの写し等）
- ・1～3割分の領収書（利用者本人名義のもの）※写しの場合は、原本と相違ないことが確認できるもの
- ・委任状（福祉用具購入費の受領を委任するため）・・・様式第2号（福祉用具購入費用）
- ・受領委任に関する確認書（介護支援専門員の確認）・・・様式第3号（福祉用具購入費用）  
※利用者は、かかった費用の1～3割分を販売事業者を支払います。  
その後販売事業者は、支給申請書等の提出後、市から9～7割分の支払いを受けます。

お問合せ先 安来市役所 介護保険課  
TEL 0854-23-3292  
または23-3290  
FAX 0854-32-9009